

◎新潟県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市山崎字会所前口95番1から 同市小原字坂ノ下辛532番1まで	新	(A) 3.6～44.5メートル	1,929.3メートル
		(B) 13.4～56.6メートル	1,898.0メートル
十日町市山崎字会所前口95番1から 同市小原字坂ノ下辛532番1まで	旧	(A) 3.6～44.5メートル	1,929.3メートル
十日町市山崎字会所前口95番1から 同市田中字柴山庚75番2まで		(B) 14.0～44.5メートル	283.9メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間一般国道117号、県道小千谷十日町津南線及び県道中深見越後田沢停車場線と重用。

- 3 路線の重複

一部区間十日町市道山崎干溝線及び十日町市道干溝小原線と重複。